

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成15年4月10日付けで異議申立人に対し行った不開示決定処分のうち、財産目録、貸借対照表及び損益計算書中の金額を除く部分並びに財産目録の資産総額及び貸借対照表の資本合計の金額については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成15年3月27日付けで「医療法人 会の決算報告書（平成13、12年度分）」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「医療法人決算届（平成13年度分、平成12年度分）」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第8条第2号に該当するものとして、本件文書を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成15年4月10日付け医2第3-13号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書を不開示とした理由は以下のとおりである。

本件文書は、公にすることにより、医療法人 会（以下「本件医療法人」という。）の財産、決算の状況が明らかになり、本件医療法人の正当な権利、利益を害するおそれがあるものであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報と認められないため、条

例第 8 条第 2 号に該当する。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 6 月 9 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立て

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 決算書は一会計年度の業務の計数的表現に過ぎず、費目の内容について法人担当者の説明がなければ十分な説明ができるものではなく、開示されても本件医療法人の利益を害するものとは言えない。

安心して介護保険施設の選択をするためには、介護老人保健施設の経営状態は福祉サービスの内容と共に公表されなければならない、利用を希望する県民の生命、健康と生活、財産を保護するために開示は必要である。

(2) 本件医療法人は、介護老人保健施設の運営を主とし、利用者以外の医療事業は行っていないものであり、介護老人保健施設の運営においては社会福祉法人などと公益性の差異はないものである。

税制上の優遇は社会福祉法人も医療法人も変わるものではなく、現在は、営利法人でも財務諸表の公開範囲は拡大傾向にあるのだから、公益性の高い医療法人はなおさら公開すべきであり、法人の種別によって開示・不開示の区別をするのは公平性に欠ける。

実施機関は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上、医療法人の決算書の閲覧が利害関係人に制限されているのは、利害関係人の保護を図るためとしているが、これは医療法人の公益性から定められたものであ

- って、私企業と区別されるところである。
- (3) 医療法人であっても高額所得法人は、税務署により申告所得等は開示されており、本件文書を開示しても本件医療法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。
  - (4) 実施機関は、医療機関は広告規制もされており、厳しい経営環境にあるというが、広告規制は、医療の公共性を示すものである。医療機関が厳しい経営環境にあるのかどうかを知るために開示請求しているのであり、県民に判断の材料となる情報を与えないのは県民不信の扱いとすべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び本審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療法人は、医療法の規定によって設立される社団又は財団であり、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の開設を目的とするものである。

医療法人は、同法第51条の規定により、毎会計年度の終了後2月以内に、決算を都道府県知事に届け出ることが義務づけられているが、これは、医療法人の経営の実態を把握するためであるとともに、剰余金の配当の禁止等の規定が守られているか否かの監督のためでもある。

また、同法第52条第2項では、「医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類(財産目録、貸借対照表及び損益計算書)の閲覧を求めることができる。」と定め、利害関係人の保護を図っているが、法の規定により閲覧を求めることができる者は債権者に限られており、一般への公開は予定されていない。
- (2) 社会福祉法人については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第44条第4項で、「福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と規定されている。これは、社会福祉法人が税制上の優遇措置などの公的助成を受けていることに鑑み、法人経営の公共性・透明性を担保するために、国や地方公共団体、特殊法人の情報公開の動向なども考慮して、利用希望者をも含めた広い範囲を情報公開の対象としたものである。

一方、医療法人は、営利性は否定されており、剰余金の配当が禁止さ

れるなど、一定の公益性を持つが、医療事業は経営である以上、相当の収益を伴うものであり、一定の公益性に関する要件を満たし租税特別措置法の適用を受ける特定医療法人を除く一般の医療法人は、税法上も普通法人として扱われている。

また、医療法人が介護老人保健施設を経営するのは、施設の医療提供面に着目して病院、診療所とともに医療を提供する施設として位置づけられているためである。これに対し、社会福祉法人が介護老人保健施設を経営するのは、社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業を行うためである。

以上から、社会福祉法人と医療法人を同列に論じることはできない。

- (3) 医療法人の所得を税務署が公示するのは、高額所得者であり、年間の所得額(課税標準額)が4000万円以上である法人の名称、所在地、所得額(課税標準額)であり、決算の内容までが公表されるものではなく、税務署の公示と決算書の公開は異なるものである。
- (4) 医療機関は、厳しい経営環境に置かれる一方で、医療機関に関する情報提供(広告)については、名称、診療科等、一定の内容に制限され、違反には罰則も規定されている。

他方、決算書は、広告可能な事項には含まれておらず、資産、負債の状況、費用の内訳などの情報が記載されており、これらはいずれも通常一般には公開されていない医療機関運営の基礎的な数値で、当該医療機関の経営方針とも深く関わりのある情報である。

このような広告規制がある中で、経理情報のみを公表することは、それが直ちに現実の医療内容や医療事故等に直結するようなものではなく、住民の生命、健康、生活又は財産の安全に直接関係のある情報ではないにもかかわらず、当該医療機関に不測の打撃を与えかねないものであり、競争上又は事業運営上の地位、社会的信用が損なわれるおそれがある。

以上のとおり、本件処分は、条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はないので、これに係る異議申立てには理由がないものである。

## 第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の不開示理由説明書、実施機関からの口頭による意見の聴取及び本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

## 1 本件文書の内容

医療法人は、医療法第51条第1項の規定により、毎会計年度終了後2月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、提出すべき文書は、同法施行規則第33条の規定により財産目録、貸借対照表、損益計算書とされている。

本件文書は、上記の規定に基づき本件医療法人から実施機関に提出された財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「財務諸表」という。）及び決算を承認した社員総会の議事録の写しである。

### (1) 財務諸表について

財産目録には、本件医療法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金等）の財産合計額、負債合計額及び資産総額が記載されている。

貸借対照表には、本件医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産、繰延資産及び資産合計、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債合計、資本勘定として資本金、資本剰余金、利益剰余金及び資本合計が記載されている。

損益計算書には、その収益として、施設介護料収益、居宅介護料収益等の施設運営事業収益、受取利息・配当金等の施設運営事業外収益及び特別利益が記載され、費用としては、給与費、材料費等の施設運営事業費用、支払利息等の施設運営事業外費用及び特別損失が記載されている。また、収支の差額として施設運営事業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ記載されている。

### (2) 決算を承認した社員総会の議事録の写しについて

議事録には、開催された日時、場所、出席社員総数、当該社員総会に付された決算報告を含む議案の件名及び可否の結果、理事長が議事録を確認したことが記載されている。

## 2 争点

本件文書に記載された内容が条例第8条第2号に該当するか否か、という点である。

## 3 条例第8条第2号の該当性について

( 1 ) 条例第 8 条第 2 号の趣旨

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与している。そのため、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないものである。

そこで、条例第 8 条第 2 号は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

ここでいう「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、財務、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動が損なわれると認められるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものと解されている。

ただし、これらの法人等の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から、これらの法益を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、不開示情報から除くこととするものである。

( 2 ) 条例第 8 条第 2 号の該当性の検討

そこで、上記趣旨に照らして、本文書に記載されている情報について条例第 8 条第 2 号の該当性について判断する。

ア 財産目録及び貸借対照表には、本件医療法人が保有する全ての資産と負債、資本の額が記載され、本件医療法人の財産の状況が明らかになるものであり、損益計算書には、本件医療法人の収益、費用の額がその発生原因ごとに区分して記載され、本件医療法人の経営成績が分かるものである。

また、決算を承認した社員総会議事録の写しには、本件医療法人の意思決定機関である社員総会の議事の概要が記載され、本件医療法人の経営方針や事業内容等が推察し得るものである。

したがって、これらの情報は本件医療法人の経理、経営方針等の内部管理情報であって、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

イ 次に、これらの情報を公にすることにより、本件医療法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかについて検討する。

医療法人は、実施している医療行為の公益性に鑑み、その経営基盤の安定を図る必要から、医療法第41条及び医療法施行規則において業務を行うために必要な資産を有すること、並びにその自己資本比率を一定以上に保つことが義務づけられており、また、事業によって生じた剰余金の配当が禁止されているなど、非営利的法人としての性格が規定されている。

一方、医療法人は非営利的性格を有するものの、それぞれ独自の経営方針に従って自主的に経営を行っていることから、当該法人の経理状況等については、みだりに開示されない利益を有するものである。

本件文書からは、先に述べたとおり、本件医療法人の事業規模や財務体質が少なからず推察されるものである。また、これらの文書の閲覧を求めることができるのは、医療法第52条第2項の規定により、本件医療法人の債権者に限られ、広く一般に公にされているものではない。

このような状況において、これらの経理、経営方針等の具体的な情報を自らの意思に関わりなく公にされれば、一般的に医療法人は同種の事業を行う他者と競争する立場にあることから、本件医療法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、資産の総額については、組合等登記令（昭和39年政令第29条）第2条第6号の規定に基づき、医療法人の登記事項として定められており、何人でも閲覧することができる情報であることから、本件文書中の財産目録の資産総額及びこの転記元である貸借対照表の資本合計は、開示されても本件医療法人の正当な権利、利益を害するおそれがある情報とは言えない。

ウ ところで、異議申立人は、本件医療法人は介護老人保健施設の運営を主とし、利用者以外の医療事業は行っていないのであるから、社会福祉法人が行う介護老人保健施設の経営と何ら異なるところはなく、法人の種別によって開示、不開示の区別をするのは公平性に欠けると主張している。

そこで、介護老人保健施設の設置主体の法人格が違うことによって、情

報の開示範囲にいかなる違いがあるかについて、以下検討する。

実施機関によれば、介護保険制度の導入に伴い、高齢者福祉サービスは、従来の措置制度から利用者がサービスを自ら選んで利用する契約制度へと変わり、サービスを提供する事業者も社会福祉法人、医療法人、営利法人、NPO法人など多岐に渡っている。

本件医療法人が経営する介護老人保健施設は、介護保険法第7条第22項で「要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設」と規定されており、当該施設を設置できる者は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人をはじめ、国、日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会など多様である。

介護保険制度において、利用者がサービスを選択し事業者と契約する際には、その施設で提供されるサービスの内容等の情報は重要であるが、介護保険法には介護保険事業者に対し情報提供の義務を定めた規定はなく、各事業者の情報提供の範囲については、当該各事業者に係わる法令等の規定によることとなる。

社会福祉法人の設立根拠法である社会福祉法においては、その第75条で、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（略）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。」と規定しているところであるが、医療法人の設立根拠法である医療法においては、財務諸表について債権者にのみ閲覧の請求をすることを認めており、一般への公開を予定していない。

このように、介護保険事業者の情報提供についての規定が様々である状況においては、その開示する範囲が異なってくることは現行法令上やむを得ないものであり、異議申立人の主張は、立法政策上検討される余地があるものと思われるが、現状においては認められないものである。

エ 次に、異議申立人は、利用を希望する県民の生命、健康と生活、財産を保護するために本件文書の開示は必要であるとも主張しており、本件文書に記載されている情報は条例第8条第2号ただし書に該当する旨主張しているものと解される。

本件文書に記載されている情報は、先に述べたように本件医療法人の財産の状況と経営成績を明らかにした財務情報、それを社員総会で承認したという意味決定情報である。



これらの情報は、その内容から、条例第8条第2号ただし書の、法人等の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められない。

オ したがって、本件文書に記載された情報のうち、財務諸表においては財産目録の資産総額及び貸借対照表の資本合計を除く金額の部分、決算を承認した社員総会の議事録の写しにおいてはその全てが条例第8条第2号に該当する。

#### 4 結 論

以上、本審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 5 附帯意見

本件事案は、同様の介護老人保健施設を営みながら、社会福祉法人は、利用希望者を含む一定の者に財務情報を含む情報が提供され、医療法人は、財務情報の提供について債権者に限られるという状況があり、利用を希望する者において矛盾を感ずることも否めない。

厚生労働省が設置した「これからの医療経営の在り方に関する検討会」は平成15年3月26日に最終報告を行ったが、その中で医療法人の決算情報の開示に関しては、「公益性の高い特定医療法人や特別医療法人、国、都道府県から運営費補助を受けている医療法人に対しては、積極的開示を要請すべきである」とし、「その余については、行政としては自主的開示が促進されるための環境整備を行うにとどめることが適当」としている。

介護サービス事業者に係る情報については、現在、法人名、サービス種別、第三者評価等が県などの情報提供をもとに、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク（WAM-NET）」を通じインターネットで公表され、また、介護サービス自己評価結果も、地域振興局等において閲覧に供されているところであるが、行政においては、利用者や利用を希望する者に十分な情報提供がなされることの検討を望むものである。

## 6 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成15年 6月19日	諮問
平成15年 7月11日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成15年 9月 8日	異議申立人から意見書を受理
平成15年 9月19日 (平成15年度第5回審査会)	審議
平成15年10月24日 (平成15年度第6回審査会)	審議
平成15年11月28日 (平成15年度第7回審査会)	審議 (実施機関からの口頭による意見聴取)
平成16年 1月 9日 (平成15年度第8回審査会)	審議

### 山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職 名	備 考
内田 清	弁護士	会 長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	